

地域公共交通利便増進事業・ 地域旅客運送サービス継続事業について

国土交通省 東北運輸局
交通政策部 交通企画課
令和4年5月

地域公共交通活性化再生法の基本スキーム

基本方針 (国土交通大臣・総務大臣が策定)

地域公共交通計画 (改正前: 地域公共交通網形成計画)

(原則として全ての地方公共団体が策定)

- 従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源(自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等)を位置付け、地域の移動ニーズにきめ細やかに対応。
- 定量的な目標(利用者数、収支等)の設定、毎年度の評価等により、データに基づくPDCAを強化。

協議会を開催し策定
(地方公共団体・交通事業者・道路管理者・利用者・学識者等から構成)

新地域旅客運送事業計画

(DMV、水陸両用車等)
(事業者)

新モビリティサービス事業計画

【新設】
(事業者)

地域公共交通特定事業

(必要に応じて地域公共交通計画(改正前: 地域公共交通網形成計画)に事業実施を記載できる)

地域公共交通利便増進事業 (改正前: 地域公共交通再編事業) (事業者)	貨客運送効率化事業 【新設】 (事業者)	軌道運送高度化事業 (LRTの整備) (事業者)	道路運送高度化事業 (BRTの整備) (事業者)	海上運送高度化事業 (海上運送サービス改善) (事業者)	鉄道事業再構築事業 (鉄道の上下分離等) (事業者)	地域旅客運送サービス継続事業 【新設】 (事業者)	鉄道再生事業 (廃止届出がなされた鉄道の維持) (事業者)
地域公共交通利便増進実施計画 (改正前: 地域公共交通再編実施計画) (地方公共団体)	貨客運送効率化実施計画 (事業者)	軌道運送高度化実施計画 (事業者)	道路運送高度化実施計画 (事業者)	海上運送高度化実施計画 (事業者)	鉄道事業再構築実施計画 (地方公共団体・事業者)	地域旅客運送サービス継続実施計画 (地方公共団体)	鉄道再生実施計画 (地方公共団体・事業者)

<独占禁止法特例法において措置>

共同経営計画

(事業者)

国土交通大臣が認可

法律の特例措置
(独占禁止法のカルテル規制の適用除外)

国土交通大臣が認定

法律の特例措置

国土交通大臣へ届出

法律の特例措置

国土交通大臣が認定

法律の特例措置

法律の特例措置

地域公共交通利便増進事業（旧：地域公共交通再編事業）とは

背景 運転者不足の深刻化等を踏まえ、地方都市のバス路線等で、単純な路線再編だけでなく、運賃・ダイヤ等のサービス内容の見直しにより利便性を向上させる取組へのニーズが増加。

概要 路線ネットワークの構築や、定額制乗り放題運賃や等間隔運行等の運賃・ダイヤの改善の取組等を通じて、地域公共交通の利用者の利便の増進を図る事業。

事業スキーム

地方公共団体が、関係者と協議し、
地域公共交通計画へ
地域公共交通利便増進事業を位置付け



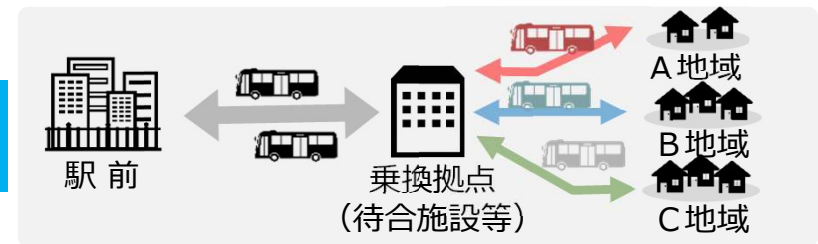
地方公共団体が、必要な関係者の同意
を得た上で、**地域公共交通
利便増進実施計画**を作成



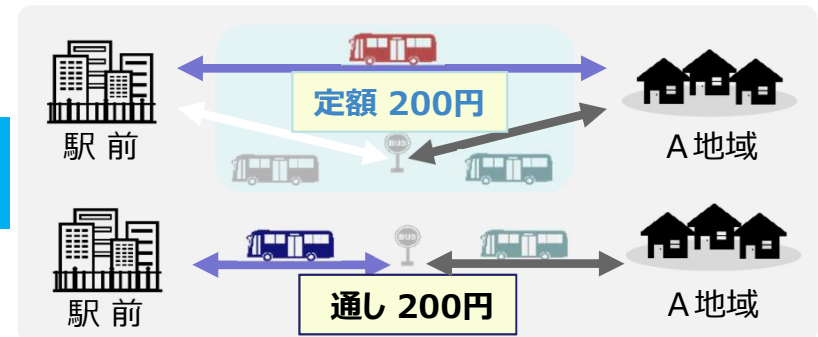
国土交通大臣の認定を受けた場合、
法律上の特例措置
(事業許可等のみなし特例等)

事業の実施イメージ（一例）

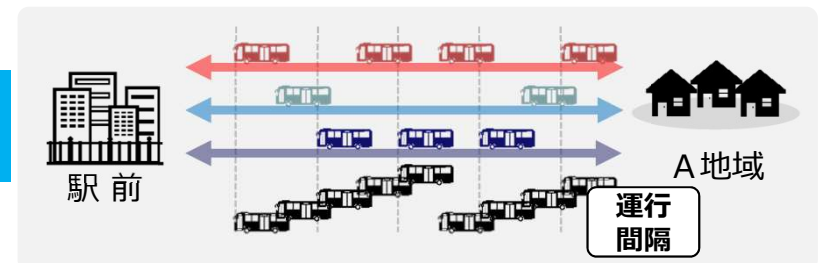
ハブ＆スポーク型
の路線再編



定額制乗り放題
運賃、通し運賃



パターンダイヤ、
等間隔運行



地域公共交通利便増進事業の対象となる事業①

イ. 特定旅客運送事業※に係る路線等の編成の変更

《事業例》

- ・ バス路線の幹線と支線の分割
- ・ 市街地中心部のバス路線の集約化
- ・ 中心市街地を回遊できるバスの新設 など



ロ. 他の種類への旅客運送事業への転換又は自家用有償旅客運送から旅客運送事業への転換

《事業例》

- ・ 旅客鉄道から路線バス（一般乗合旅客自動車運送事業）へ転換
- ・ 路線バス・コミュニティバスから一般タクシー（一般乗用旅客自動車運送事業）へ転換
- ・ 旅客船（定期航路事業）から海上タクシー（不定期航路事業）へ転換
- ・ 自家用有償旅客運送から路線バス・一般タクシーへの転換 など



ハ. 自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは区域の変更

《事業例》

- ・ 交通空白地における自家用有償旅客運送の新規導入
- ・ 自家用有償旅客運送の区域の拡大 など



ニ. 運賃又は料金の設定

《事業例》

- ・ 定額制乗り放題運賃
- ・ 通し運賃 など



※特定旅客運送事業：旅客鉄道事業、旅客軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業、国内一般旅客定期航路事業

地域公共交通利便増進事業の対象となる事業②

ホ. 運行回数又は運行時刻の設定

《事業例》

- ・ 等間隔運行やパターンダイヤ など



ハ. 共通乗車船券の発行

《事業例》

- ・ 電車・バス一日乗り放題切符、観光周遊フリーパスの発行 など



ト. イ～ハに掲げる事業と併せて行う以下の事業(施行規則 § 9の3)

《事業例》

- ① 乗継ぎを円滑にするための運行計画の改善
- ② 交通結節施設における乗降場の改善
- ③ 乗継ぎに関する分かりやすい情報提供
- ④ ICカード又は二次元コードの導入
- ⑤ ①～④に掲げる事業の他、地域公共交通の利用を円滑化するための措置

利便増進実施計画の記載事項

記載事項

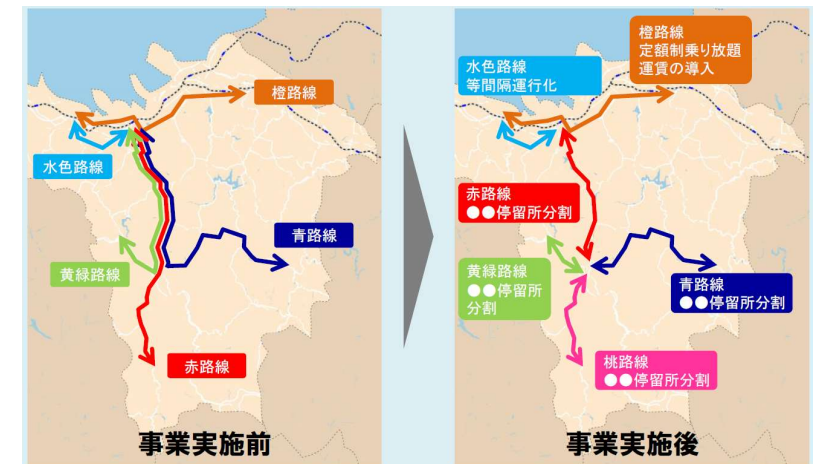
- ① 実施区域
- ② 事業の内容・実施主体
- ③ 地方公共団体による支援の内容
- ④ 実施予定期間
- ⑤ 事業実施に必要な資金の額・調達方法
- ⑥ 事業の効果
- ⑦ 地域公共交通計画に利便増進事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項
- ⑧ 地域公共交通計画に都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策、観光の振興に関する施策その他の関係する施策との連携に関する事項が定められている場合には、当該連携に関する事項
- ⑨ その他利便増進事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

その他留意点

- ◆利便増進実施計画の認定に当たって必要な基準
 - ・基本方針に照らして適切なものであること
 - ・事業を確実に遂行するため適切なものであること
 - ・個別事業法の許可基準に適合すること

- ◆複数事業者間の路線、ダイヤ、運賃などの調整が必要となる場合には、独占禁止法の規定に抵触しないよう留意する必要がありますが、独占禁止法特例法に基づく共同経営計画の作成を前提として協議を行う場合には、個別・具体的な運賃・料金、運行回数、路線・運行系統等の設定について、複数事業者の間で協議を行うことができます。

- ◆事業内容の記載に当たっては、当該事業の実施区域内で事業の対象となった路線・ダイヤ・運賃などのサービス内容について、事業実施前と後についてそれぞれ掲載します。



対象となる区間	運行会社	運行間隔	
		平日	土曜、日曜及び祝日
系統① (〇〇~〇〇間) 系統② (△△~△△間)	A社	〇時台 (〇便) : 最大待ち時間〇分	〇時台 (〇便) : 最大待ち時間〇分
	B社	〇時台 (〇便) : 〇〇分間隔	〇時台 (〇便) : 〇〇分間隔

◆手続きのワンストップ化

- ・利便増進実施計画と個別事業法に基づく事業計画等を、別々に提出する必要がなくなります。

◆サービスの持続的な提供

- ・公共交通事業者が正当な理由なく計画に定められた事業を実施していない場合には、国土交通大臣が勧告・命令を行い、事業の確実な実施を担保します。

◆計画を阻害する行為の防止(※ 一般乗合旅客自動車運送事業のみ)

- ・利便増進実施計画の維持が困難となり、かつ、公衆の利便が著しく阻害されるおそれがある場合には、
 - i) 利便増進事業の実施区域では、一般乗合旅客自動車運送事業の許認可が制限されます。
 - ii) 利便増進事業の実施区域では、一般乗合旅客自動車運送事業の実施方法の変更を命じることができます。
- ・また、道路運送法による乗合バスの新規参入等に係る通知を受けた地方公共団体は、当該新規参入等により想定される利便増進実施計画への影響について、定量的に明らかにした上で、法定協議会等における議論を踏まえ、国に意見を提出することができます。

◆少量貨物の運送(※ 自家用有償旅客運送のみ)

- ・旅客の運送に付随して、少量の貨物を運送することができます。

地域旅客運送サービス継続事業とは

背景 地方部を中心に、鉄軌道や路線バス等の廃止に至る事例が増えている中、地域の関係者が一体となって、廃止後の代替サービスを確保することが必要。

概要 地域公共交通の維持が困難と見込まれた場合、地方公共団体による公募により、新たなサービス提供者を選定し、地域における旅客運送サービスの継続を図る事業。

事業スキーム

地方公共団体が、鉄軌道・路線バス等の**維持が困難な状況を把握**（事業者等からの相談・情報提供等）



地方公共団体が、既存の事業者を含めた関係者と協議し、地域公共交通計画へ**地域旅客運送サービス継続事業**を位置付け

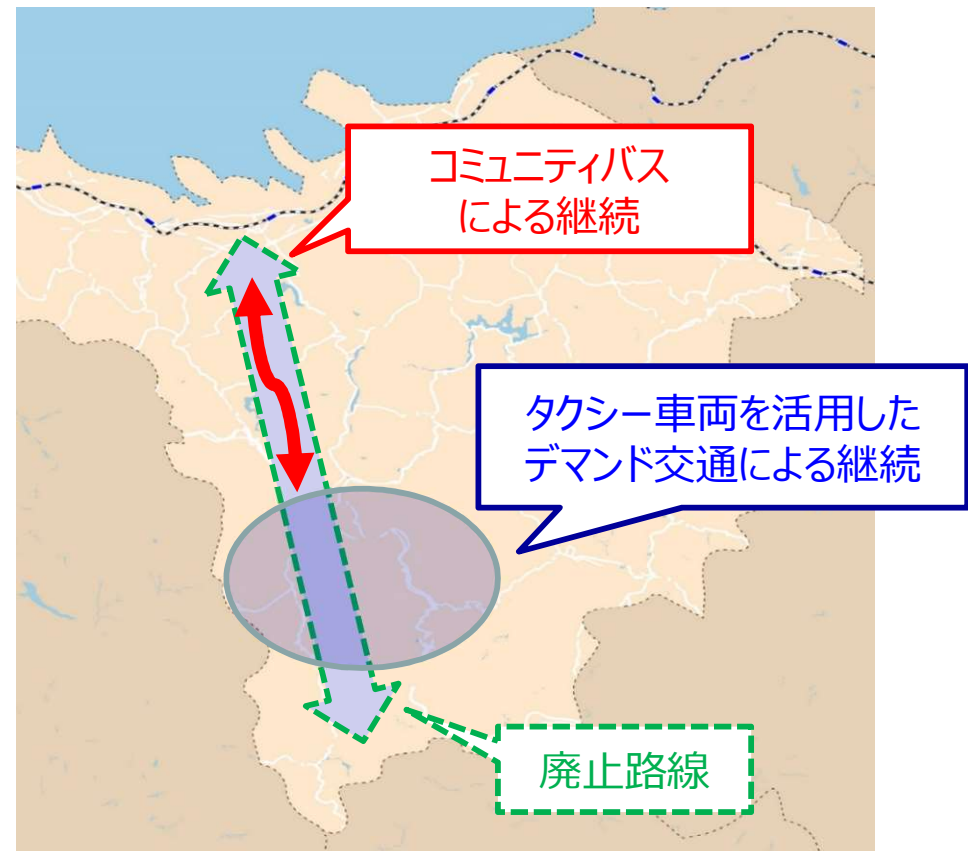


多様な選択肢を検討の上、**実施方針**を策定し、**公募**により新たなサービス提供事業者等を選定



地方公共団体が、サービス提供事業者と連携して、**地域旅客運送サービス継続実施計画**を作成、国土交通大臣の認定を受けた場合、**法律上の特例措置**（事業許可等のみなし特例等）

事業の実施イメージ（一例）



実施方針の記載事項

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 実施区域 ② 事業を実施する路線等において現に実施されている特定旅客運送事業の状況 ③ ②の路線等において地域旅客運送サービスの維持を図るために引き続き実施する運送(継続旅客運送)に係る運送機関の種類、態様その他の内容 ④ 継続旅客運送を実施する者の条件 | <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 地方公共団体による支援の内容 ⑥ 実施予定期間 ⑦ 公募の期間 ⑧ 継続旅客運送を実施する者の選定の方法 ⑨ その他必要な事項 |
|--|---|

【実施方針におけるメニュー例】

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・乗合バス事業者など他の交通事業者による継続(区域の縮小・路線の変更含む) ・デマンド交通(タクシー車両による乗合輸送(区域運行))による継続 ・自家用有償旅客運送による継続 | <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバスによる継続 ・タクシー(乗用事業)による継続 |
|---|--|
- ※必要に応じて、上記のメニューに、福祉輸送、スクールバス、病院や商業施設等への送迎サービス等を組合せ

継続実施計画の記載事項

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 実施区域 ② 事業の内容・実施主体 ③ 地方公共団体による支援の内容 ④ 実施予定期間 ⑤ 事業実施に必要な資金の額・調達方法 | <ul style="list-style-type: none"> ⑥ 事業の効果 ⑦ 地域公共交通計画に継続事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項 ⑧ その他継続事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項 |
|---|---|

その他留意点

- ◆実施区域や事業の内容、地方公共団体による支援の内容等の実施方針と記載が重複する事項については、継続実施計画本体に実施方針を添付し、当該事項の記載箇所を明示することで、計画本体における記載として代えることも可能です。
- ◆継続実施計画の認定に当たって必要な基準
 - ・基本方針に照らして適切なものであること
 - ・事業を確実に遂行するため適切なものであること
 - ・個別事業法の許可基準に適合すること

◆手続きのワンストップ化

- ・継続実施計画と個別事業法に基づく事業計画等を、別々に提出する必要がなくなります。

◆廃止届出手続の省略

- ・継続事業に係る従前の鉄道事業や乗合バス事業等について、事業廃止が必要となる場合においては、個別事業法に基づく事前の廃止届出を行う必要がなくなります。

◆サービスの持続的な提供

- ・公共交通事業者が正当な理由なく計画に定められた事業を実施していない場合には、国土交通大臣が勧告・命令を行い、事業の確実な実施を担保します。

地域公共交通調査等事業

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定への支援 (交通計画策定事業、利便増進計画策定事業、旅客運送サービス継続計画策定事業)

- 補助対象事業者: 地域公共交通活性化再生法に基づく協議会(法定協議会)
- 補助対象経費: 地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定に必要な経費
(地域データの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、協議会開催等の事務費、短期間の実証調査のための費用等)
- 補助率: 1/2(上限額500万円又は1,500万円(地域公共交通計画)、1,000万円(地域公共交通利便増進実施計画)、500万円(地域旅客運送サービス継続実施計画))

地域公共交通計画の記載事項(イメージ)

- 計画の効果な活用のために必要な視点

①地域戦略との
一体性の確保
(まちづくり、医療・福祉、
観光等との連携)

②モード間連携や
多様な輸送サービス
の活用

③地域の多様な
関係者の協働

④交通圏全体を
見据えた広域的な連携

⑤データによる状況把握、
効果的な目標設定・検証を設定

- 定量的な目標値(公共交通の利用者数、収支率、公的負担等)、補助対象系統の位置づけ等を記載

地域公共交通利便増進実施計画、旅客運送サービス継続計画の推進への支援 (利便増進計画推進事業、旅客運送サービス継続計画推進事業)

- 補助対象事業者: 地域公共交通活性化再生法に基づく協議会(法定協議会)
- 補助対象経費: 国の認定を受けた地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画に基づく事業として実施する利用促進及び事業評価に要する経費(公共交通マップ・総合時刻表の作成、ワークショップの開催、モビリティマネジメントの実施、目標達成状況の把握・検証・評価のための費用等)
- 補助率: 1/2
- 補助対象期間: 5年間

地域公共交通利便増進実施計画のイメージ



利便増進事業に対する重点的な支援(特例措置)

	通常の支援内容	国の認定を受けた地域公共交通利便増進実施計画に位置付けられている場合の支援内容
地域公共交通計画・地域公共交通利便増進実施計画の策定等 【地域公共交通調査等事業】	地域公共交通計画策定 (補助率: 1/2 上限500万円。都道府県が、交通圏ごとに区域内の複数の市町村と協働して策定する場合は上限1,500万円)	地域公共交通利便増進実施計画策定 (補助率: 1/2 上限1,000万円) 利用促進・事業評価 (補助率: 1/2) ※最大5年間
路線バス・デマンド型タクシーの運行 【地域公共交通確保維持事業(陸上交通: 地域間幹線系統補助・地域内フィーダー系統補助)】	対象系統 【地域間幹線系統】 ① 複数市町村にまたがるもの ② 1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの ③ 輸送量が15人～150人/日と見込まれるもの 【地域内フィーダー系統】 ① 政令市、中核市、特別区以外において補助対象地域間幹線バス系統を補完するもの又は交通不便地域における移動手段の確保を目的としたもの ② 新たに運行を開始するなどの新規性があるもの 【共通】 車両減価償却費等補助又は公有民営補助 (補助率: 1/2)	対象系統 【地域間幹線系統】 イ. <u>路線再編により、従来の補助対象系統を基幹系統と支線系統に分ける場合の再編後の系統</u> ⇒ ・①及び③の要件の適用除外 ⇒ ・支線系統における小型車両(乗車定員7～10人)の補助対象化 ロ. <u>イ. の対象となる系統以外の系統</u> ⇒ ・③の要件の緩和(最低輸送量: 3人/日) 【地域内フィーダー系統】 ①の要件: 政令市等以外とする地域限定の解除 ②の要件: 従前から運行している系統のみなし適合 【共通】 車両減価償却費等補助、車両購入時一括補助又は公有民営補助 (補助率: 1/2)
離島航路の運営 【地域公共交通確保維持事業(離島航路運営費等補助)】	対象航路: 唯一かつ赤字の一般旅客定期航路事業 (補助率: 1/2)	対象航路: 唯一かつ赤字の一般旅客定期航路事業、 <u>左記の補助対象航路から転換する人の運送をする不定期航路事業及び人の運送をする貨物定期航路事業</u> (補助率: 1/2)
LRT・BRTの整備 【地域公共交通バリア解消促進等事業(利用環境改善促進等事業)】	低床式路面電車、連節バスの導入等 (補助率: 1/3)	低床式路面電車、連節バスの導入等 (補助率: 2/5(軌道運送高度化事業、道路運送高度化事業を実施する場合や、立地適正化計画及び都市・地域総合交通戦略(注)も策定されている場合は、1/2)) (注)国の認定を受けたものに限る。
地域鉄道の安全対策 【地域公共交通バリア解消促進等事業(鉄道軌道安全輸送設備等整備事業)】	安全設備の整備等 (補助率: 1/3(鉄道事業再構築事業を実施する場合、財政力指数が厳しい自治体が負担する費用相当分については1/2))	安全設備の整備等 (補助率: 1/3(鉄道事業再構築事業を実施する場合、自治体が負担する費用負担相当分については1/2))